

平成22年度 公立大学法人青森公立大学 年度計画

大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 学生の育成に関する目標を達成するための措置

【学士課程】

教育成果を上げるための方策

- ・学部としての教育目標を更新する。
- ・各学科が育成すべき人材像を明確化する。

卒業後の進路などに関する方策

- ・キャリア支援事業計画に基づく就職関連講座やガイダンス、説明会等を実施する。
- ・首都圏企業の新規開拓を行う。
- ・インターンシップ制度を充実させる取組みに着手する。

教育の成果・効果の検証に関する方策

- ・学生による授業評価及び卒業生アンケートを実施する。

【大学院課程】

教育成果を上げるための方策

- ・前期課程・後期課程の教育体制を充実させる取組みの検討を大学院運営会議等で継続する。
- ・社会人のリカレント教育に対する支援を充実させる取組みの検討を大学院運営会議等で継続する。

教育の成果・効果の検証に関する方策

- ・大学院生による授業評価システムの構築・活用を図る取組みの検討を大学院運営会議等で開始する。
- ・各種検定試験・資格試験の結果から、教育の成果・効果を明らかにする取組みの検討を大学院運営会議等で開始する。
- ・修了生や就職先からの意見や評価を教育の改善に活用するシステムの検討を大学院運営会議等で開始する。

(2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置

教育プログラムの検証・再編

【学士課程】

教育理念等に応じた教育課程を編成するための方策

- ・教育課程を再編成するための具体的な作業に取り掛かる。
- ・入学前指導、リメディアル教育を実施する。

適切な成績評価等の実施に関する方策

- ・各学科におけるディプロマ・ポリシーを定める。

【大学院課程】

- ・区分制博士課程変更後のカリキュラムの改善を図る取組みを継続する。
- ・ディプロマ・ポリシーを明確化する。

教育方法の改善

【学士課程】

- ・初年度教育を充実させるための具体的な検討に入る。
- ・FD活動を2回実施する。
- ・フィールドワーク等による実社会を教育現場とする体験的学習を拡充するための取組みに着手する。

【大学院課程】

- ・「大学院教育改革支援プログラム」を活用した遠隔授業の運営改善を図る。
- ・履修指導の改善を図る取組みの検討を大学院運営会議等で開始する。

(3) 教育の実施体制に関する目標を達成するための措置

教員の教育指導能力の向上

【学士課程】【大学院課程】

- ・FD活動を2回実施する。

教育環境の整備

【学士課程】

- ・教育課程における国際芸術センターの具体的利活用拡大策の策定に取り掛かる。
- ・図書、事務システムの更新を行う。
- ・学内の情報システムの更新、整備に向けた取組みを継続する。
- ・新規の留学先候補地についての検討を行う。

【大学院課程】

- ・「大学院教育改革支援プログラム」を活用し、社会人に配慮した遠隔授業の運営改善を図る。

学習環境の整備

【学士課程】

- ・新入生への図書館ガイダンスを行う。
- ・レファレンスの専門職（嘱託）を置く。

- ・ L R R の機能改善を検討する。

【大学院課程】

- ・ 大学院生の研究成果の発表機会を拡充する取組みの検討を大学院運営会議等で開始する。
- ・ 大学院生へ P C の貸与を行う。
- ・ 大学院生研究室の利便性を改善する取組みの検討を大学院運営会議等で開始する。

(4) 学生の受入に関する目標を達成するための措置

【学士課程】

- ・ アドミッション・ポリシーを明示する。
- ・ 入試制度の見直し（学校推薦、追試験対応、小規模説明会等）を随時行う。
- ・ A O 入試や推薦入試での合格者に対する入学前指導を充実させる。
- ・ オープンキャンパスを 2 回開催する。
- ・ 高大連携特別講座を 3 回開催する。
- ・ キャリ・アド・オフィス設置の検討を行う。

【大学院課程】

- ・ アドミッション・ポリシーを明示する。
- ・ 学部教育との連携の円滑化を図る取組みの検討を大学院運営会議等で開始する。

(5) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

学生生活支援

【学士課程】

- ・ 青森市独自の奨学金制度の創設に向け働きかける。
- ・ 学生のニーズ調査結果を基に改善事項の検討に着手する。
- ・ 学修アドバイザー制度の改善に着手する。

【大学院課程】

- ・ 大学院生用奨学金制度の改善を図る取組みに着手する。

キャリア支援

【学士課程】

- ・ キャリア支援対策の検証を行い、キャリア戦略の検討を行う。
- ・ 首都圏の企業訪問を充実させ、企業の新規開拓を進める。

【大学院課程】

- ・ 大学院生へのキャリア支援を充実させる取組みの検討を大学院運営会議等で開始する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究内容に関する目標を達成するための措置

【研究の方向】

- ・ 基礎的及び応用的研究を推進する取組みの検討を大学院運営会議等で開始する。
- ・ 地域課題、国際的課題の研究を推進する取組みの検討を大学院運営会議等で開始する。
- ・ 授業内容を充実させる研究を推進する取組みの検討を大学院運営会議等で開始する。
- ・ 教育方法等改善の研究を推進する取組みの検討を大学院運営会議等で開始する。

(2) 研究水準及び研究成果に関する目標を達成するための措置

【評価システム】

- ・ 研究活動と研究成果の透明で公正な評価システムを構築する取組みに着手する。
- ・ 高い研究成果を顕彰する取組みに着手する。

【研究情報の公開】

- ・ 教員の研究成果をホームページ等により学内外へ公開する取組みに着手する。
- ・ 2 回程度公開講座を開催するなど、研究成果を社会還元する。

(3) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

【研究環境】

- ・ 外部資金情報の提供及び手続支援システムを整備する取組みに着手する。
- ・ 地域研究センターの研究機能の充実及び共同研究並びに産学官金連携を推進する取組みに着手する。
- ・ 連携研究等に関わるポリシーを整備する取組みに着手する。

【研修制度】

- ・ 次年度以降具体的検討を行う。

【研究費】

- ・ 基盤研究費制度及び実績主義・プロジェクト方式による研究費制度の導入に向けた取組みを継続する。

3 地域貢献に関する目標を達成するための措置

(1) 地域連携の強化に関する目標を達成するための措置

地域連携実施体制の整備

- ・ 地域貢献を重要な使命とする公立大学ならではの体制を構築するため、既設の地域

研究センターを統括する地域連携センターを設置するための諸準備を行う。

- ・地域連携センターによる総合的な地域貢献体制を構築し、地域社会への教育機能の強化を図る。
- ・教職員が地域に貢献しやすくするため、兼業・兼職制度を確立する。

研究成果の地域への還元

- ・公開講座を2回実施する。
- ・講演会を1回実施する。
- ・研究会を4回実施する。
- ・国際芸術センターにおいて、市民レクチュア等の教育プログラムを10回実施する。

教育面での貢献による地域連携の強化

- ・簿記会計教育を手始めにエクステンション教育の試行を実施する。
- ・市民対象の語学教育を試行する。
- ・教職課程を充実させる。

地域の大学間連携

- ・青森県立保健大学との単位互換協定を締結する。
- ・「大学コンソーシアム青森」を通じた各種連携事業の取組みを充実させる。

地域の高等学校との連携

- ・高校訪問を概ね10校程度行い、入学者選抜に関する情報提供等を行う。
- ・高大連携特別講座を3回実施する。
- ・高校生を対象とした本学教員による出前講義を3回実施する。
- ・オープンキャンパスを2回実施し、高校生及び高校への情報提供を図る。

地域の企業、NPO等との連携

- ・地域の企業、NPO等との協力関係を構築する。

青森市との連携

- ・青森市の各種委員会、審議会等に参加し青森市の政策実施に協力するとともに、公立大学の研究テーマを発掘する。

県内の市町村との連携

- ・七戸町及び佐井村と締結している連携協定に基づき、七戸町については地域活性化に関する連携事業を、佐井村についてはICTに関する事業を行う。他に2市町村との連携協定を締結する。

青森県との連携

- ・人材育成に関する連携協定を締結し、事業を実施する。

施設の開放

- ・地域住民への施設の開放を一部試行する。

(2) 情報提供に関する目標を達成するための措置

- ・ホームページの更新を定期的に行い、常に新しい情報を発信する。また、メディアミックスによる情報発信の効率化を図る。

(3) 国際交流に関する目標を達成するための措置

- ・ウィラメット・アトキンソン大学との交流協定を平成22年度から廃止する。
- ・ロシア極東国立工科大学との交流事業を平成22年度から終了する。
- ・平成22年度から、留学の対象を英語のみとする。

(4) 人材供給に関する目標を達成するための措置

- ・地域企業等との連携を図る。

業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

(1) 全学的な組織体制の構築

- ・法人化後1年間の実績を検討し、戦略性と機動性での問題点の洗出しを行う。
- ・法人化後1年間の活動を踏まえ、責任と権限の問題点の洗出しを行い、目標と成果に対する責任のあり方の検討に着手する。
- ・法人化後1年間の業務全体を対象にして、費用（金銭と時間）と成果との関連性の検討に着手する。
- ・地域連携センターの設置に向けた検討作業に着手し、ミッション、活動内容を明らかにし、諸規程を整備する。

(2) 学外の意見を反映させるための仕組みの構築

- ・学外の意見を反映させる仕組みの構築に向けた検討事項の洗出しと、他大学の実施状況を調査する。

(3) 内部監査機能の充実

- ・内部監査組織を設置するための検討作業に着手する。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

- ・新たな時代の要請に応える教育・研究・地域貢献及び大学運営を実現するための検討チームを編成し、それぞれの組織機構を再構築する。

- ・地域貢献を統括する地域連携センターの設置に向けた検討チームを設置し、その理念、活動目標、組織体制の策定を行う。

3 人事の適正化に関する目標を達成するための措置

(1) 多様で柔軟な人事制度の構築

- ・雇用、人事、評価、継続・非継続等の人事ルールの構築に着手する。

(2) 人事評価システムの整備

- ・公平な人事評価システムの構築に着手する。

(3) 人的資源の定員管理

- ・定員管理計画を検討する。

4 事務の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

- ・アウトソーシング可能な事務の洗出しを行い、実施計画の策定に着手する。

5 広報活動の推進に関する目標を達成するための措置

- ・地域研究センターの活動状況等の情報発信について、効果的な方策を検討し、可能なものから実施する。
- ・広報活動の課題解明を進め、情報発信に向けた活動方針、情報媒体の体制を検討する。

財務内容の改善に関する目標を達成するための措置

1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

(1) 教育関連収入に関する目標を達成するための措置

- ・受験生確保のための高校訪問を概ね50回程度実施する。
- ・オープンキャンパスを2回実施し、受験生の確保に努める。

(2) 研究関連収入に関する目標を達成するための措置

- ・競争的資金の情報収集を積極的に行い、教員へ情報を提供するとともに、データベースの構築を検討する。

(3) その他外部資金の獲得に関する目標を達成するための措置

- ・大学の施設、設備の貸出しに係る諸規程を整備する。

- ・外部資金獲得に係る諸規程を整備する。
- ・学部において、優れた教育プログラムを支援する資金獲得のための申請を行う。
- ・青森学術文化振興財団からの支援について、本学への支援強化のために、その体制づくりを行う。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

- ・委託業務の仕様を見直し、回数等の削減が可能なものについては、その実施を図る。
- ・情報関連業務の効率化計画の検討に着手する。
- ・業務の集約化、簡素化を図るために、現行業務の見直しに着手する。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

- ・資産の中長期的な管理方針の策定に着手する。
- ・固定資産の管理を適切に行うため、資産管理システムの導入を検討する。

4 法人の財務を一元的に管理するための措置

- ・財務委員会は、財務内容の改善に関して、自己収入の増加、外部資金獲得、経費抑制、資産運用の項目を検討し、中期計画の実現を進める。

自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

- ・自己評価委員会を設置し直し、自己点検評価体制の再構築を図る。
- ・平成23年度の外部認証評価に向け、外部認証評価準備委員会において自己点検評価作業を行う。

2 評価結果の活用に関する目標を達成するための措置

- ・職員の質の向上を図るためのFD及びSDのあり方について検討する。

3 情報提供に関する目標を達成するための措置

- ・自己評価及び外部評価、そして改善策を外部に向けて情報発信する方法を検討する。

その他業務運営に関する重要目標を達成するための措置

1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

- ・施設の利用需要に柔軟に対応できるよう、施設の貸出基準等を定め、その有効活用

及び地域貢献を図るとともに、自主財源の確保に努める。

- ・教育課程の改革に伴う施設・設備の改善計画の策定に着手する。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

- ・情報システムセキュリティの強化を図る。
- ・情報システムのあり方について全学的に検討を始める。

3 人権啓発に関する目標を達成するための措置

- ・ハラスメント防止体制及び相談体制を強化するため、他大学の状況等を調査し、検討を進める。

4 法令遵守に関する目標を達成するための措置

- ・職員研修のあり方を検討し、研修プログラムの作成に着手する。

予算（人件費の見積りを含む。） 収支計画及び資金計画

1 予算

（単位：百万円）

| 区 分 | 金 額 |
|--------------|-----------|
| 収入 | |
| 運営費交付金 | 5 8 3 |
| 授業料等収入 | 8 2 3 |
| 受託研究等収入及び寄附金 | 5 |
| 施設整備費補助金 | 0 |
| 補助金 | 2 7 |
| その他収入 | 2 6 |
| 計 | 1 , 4 6 4 |
| 支出 | |
| 教育研究費 | 6 8 7 |
| （うち人件費） | （ 5 3 9 ） |
| 一般管理費 | 7 5 0 |
| （うち人件費） | （ 2 6 3 ） |
| 施設整備費 | 0 |
| 補助金 | 2 7 |
| 計 | 1 , 4 6 4 |

2 収支計画

(単位：百万円)

| 区 分 | 金 額 |
|-----------------|-------|
| 費用の部 | 1,465 |
| 經常費用 | 1,465 |
| 業務費 | 969 |
| 教育研究経費 | 162 |
| 受託研究等経費 | 5 |
| 人件費 | 802 |
| 一般管理費 | 433 |
| 財務費用 | 3 |
| 雑損 | 0 |
| 減価償却費 | 60 |
| 臨時損失 | 0 |
| 収入の部 | 1,465 |
| 經常収益 | 1,465 |
| 運営費交付金収益 | 582 |
| 授業料等収益 | 816 |
| 受託研究等収益(寄附金を含む) | 5 |
| 財務収益 | 0 |
| 雑益 | 26 |
| 資産見返負債戻入 | 9 |
| 資産見返運営費交付金等戻入 | } 9 |
| 資産見返物品受贈額戻入 | |
| 補助金収益 | 27 |
| 臨時収益 | 0 |
| 純利益 | 0 |
| 総利益 | 0 |

3 資金計画

(単位：百万円)

| 区 分 | 金 額 |
|------------------|-------|
| 資金支出 | 1,464 |
| 業務活動による支出 | 1,384 |
| 投資活動による支出 | 27 |
| 財務活動による支出 | 53 |
| 次期中期目標期間への繰越金 | 0 |
| 資金収入 | 1,464 |
| 業務活動による収入 | 1,464 |
| 運営費交付金収入 | 583 |
| 授業料等収入 | 823 |
| 受託研究等収入 | 5 |
| その他収入 | 53 |
| 投資活動による収入 | 0 |
| 財務活動による収入 | 0 |
| 前期(中期目標期間からの)繰越金 | 0 |

短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

- ・短期借入金の限度額は2億円とする。

2 想定される理由

- ・運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることを想定する。

重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

- ・なし

剰余金の使途

- ・決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び学生生活の充実を図るために充てる。

その他市の規則で定める業務運営に関する事項(青森市地方独立行政法人法施行細則第4条関係)

1 施設及び設備に関する計画

- ・業務の実施状況に応じた施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した改修等について、必要に応じ法人の設立団体と協議し行うことがある。

2 人事に関する計画

- ・教育研究水準の維持・向上を図るため、大学設置基準に定める教員数を確保しつつ、教育研究組織の適正な規模の維持に努める。
- ・法人のプロパー職員を継続的に採用するとともに、法人の設立団体である青森市からの派遣職員を削減し、事務局組織の専門性向上を図る。

3 積立金の処分に関する計画

- ・なし